

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

幸手市地域おこし協力隊マッチング支援業務について、公募型プロポーザル方式による手続を開始するので公告する。

令和6年2月5日

幸手市長 木村 純夫

記

1 業務の目的

本業務は、人口減少や少子高齢化等が進展する中、関係人口を創出し、本市の主要産業の一つである地域農業の活性化に資する人材を確保・育成するため、将来、市内での独立就農を目指す新規就農希望者を広く募集し、積極的かつ意欲的のある人材を地域おこし協力隊として採用するためのマッチング支援に関する総合的な支援を受注者から受けることを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 幸手市地域おこし協力隊マッチング支援業務
- (2) 履行期間 契約締結日から令和6年10月15日まで
- (3) 業務内容 別紙「幸手市地域おこし協力隊マッチング支援業務仕様書（公募型プロポーザル用）」のとおり
- (4) 提案上限額 1,496,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 会社の経営が安定し、仕様書の業務を確実に遂行できる能力があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 幸手市地域おこし協力隊マッチング支援業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の公表日から受託候補者の決定までの期間に、国、埼玉県又は幸手市において指名停止を受けていない者であること。
- (5) 参加事業者又は役員等の経営に携わる者が幸手市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 20 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員でないこと。
- (6) 過去 5 年間（平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）において、他の地方公共団体に係る業務で、本プロポーザルの類似事業に関する業務実績を有していること。

4 プロポーザル実施スケジュール

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 公募開始日 | 令和 6 年 2 月 5 日（月） |
| (2) 質問の締切日 | 令和 6 年 2 月 9 日（金） |
| (3) 質問に対する回答日 | 令和 6 年 2 月 14 日（水） |
| (4) 参加表明書受付締切日 | 令和 6 年 2 月 20 日（火） |
| (5) 参加資格確認結果通知日 | 令和 6 年 2 月 26 日（月） |
| (6) 企画提案書等の提出締切日 | 令和 6 年 3 月 15 日（金） |
| (7) 審査結果通知 | 令和 6 年 3 月下旬予定 |
| (8) 契約締結 | 令和 6 年 4 月初旬予定 |

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性がある。

5 その他

その他の詳細については、「実施要領」を参照のこと。

6 問い合わせ

幸手市役所 建設経済部 農業振興課 農業振興担当

担当者 小林

電話 0480-43-1111 内線 532

E-mail noushin@city.satte.lg.jp